

## 日本は国際社会の流れに従い第二次大戦時の 強制労働の歴史に向き合うべし

マイケル・バイズラー\*

近年の国際社会の流れの中で、多くの国が、戦後の長い年月にわたって認めずにきた第二次大戦時の政策と行為を再評価するため、謝罪し、補償をし、そして歴史委員会を設立した。それらの国には、ドイツ、スイス、スウェーデン、フランス、ベルギー、オーストリア、そしてアメリカさえ含まれている。<sup>[1]</sup>



ニューヨーク・タイムズのノリミツ・オオニシ記者は、2006年11月15日付けの『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙』に、“正義への不屈の要求”と題する重要な記事を書き、日本が、第二次大戦時の強制労働の歴史にけじめをつけることを拒み、この国際社会の流れに逆らっていると説明した。

日本の外務省は時をおかず、ニューヨーク総領事館のウェブサイトはこの記事に対する反論を掲載した。その反論ページは、反論の理由の一つであった麻生太郎首相の家族の炭鉱における連合軍捕虜強制労働が、反論に反して事実であったことから、最近除去されたと理解している。

しかし私は、反論の他の部分にも問題点を発見した。

第一に反論は、ドイツと日本を取り巻く戦後状況は違っていたのであるから、この二国を比較するのは不適切であると主張する。しかし、オオニシ記者の記事は、両国がごく最近取り組んだ第二次大戦時の強制労働に関するものであった。ドイツ政府がホロコーストとナチス強制収容所の被害者に補償するためにとったアプローチが、日本の旧敵国との戦後処理と違っていたというのは、関係のないことだ。

実際、第二次大戦時の強制労働の問題に関してドイツと日本に近年起こったことは、非常に類似していた。どちらの国の企業も、補償を求める被害者から米国の法廷で訴えられた。どちらのケースでも、被告企業に補償の法的責任はないという判決が出たが、訴訟が棄却されてから彼らが行った行動は、全く正反対のものであった。

ドイツに関しては、1999年に二つの米法廷が、戦後ドイツが連合国と結んだ条約により、個人がドイツ企業に補償を求める訴訟を起こすことはできない、と言いつけている。Dickinson R. Debevoise判事は、ドイツ企業Degussa とSiemens社に対する強制労働訴訟を棄却する判決で、次のように書いた。

重要な問題は、第二次大戦後の外交史の観点から、被害者原告とナチス政権の被害者の代理人が、これらの被害者に対する残虐行為に加担して利益を得たドイツ私企業を、当法廷で訴えることができるのか、ということである。

賠償合意がナチスの圧政の被害者のために適切な条項を作成したかどうか、そしてドイツが賠償合意を適切に実行したかどうか、という問題に関して最終的結論を述べるなら、それは政治問題であり、法廷が結論を出すことは辞退すべきだ、というものである。<sup>[2]</sup>

Joseph Greenway Jr.判事も、フォード社とそのドイツ子会社であるFord Werkeに対する訴訟を、「第二次大戦中フォード社が賃金を支払わず強制労働を課したことは当時の慣習法に明確に違反していた」と認めたにも拘わらず、棄却した。<sup>[3]</sup>

しかし、ドイツ政府と企業は、これらの法的勝利の後でさえ、交渉のテーブルから立ち去らなかった。ドイツ私企業の戦時中の役割に道義的最終章を与えるため、交渉を続けたのだった。それは、150万人あまりのナチス奴隷・強制労働被害者に5千億円の支払いをしたドイツ強制労働基金「記憶・責任・未来」の設立につながっていった。

日本とその企業はと言えば、どちらもまた1951年のサンフランシスコ平和条約により、個人の奴隷労働に関する請求権は除外されていると主張した。Vaughn Walker判事は2000年、この主張を受け入れ、米捕虜と連合軍捕虜が第二次大戦時の強制労働で日本企業を訴えた訴訟を棄却

した。<sup>[4]</sup>

しかしドイツと違って日本政府とその企業は、被害者そしてドイツの和解で調停役を務めた米国政府と、この奴隷労働請求権の問題について話し合うことさえ拒否したのだった。クリントン政権下の財務副長官であり、ドイツ政府と企業との交渉で米国政府の交渉責任者であったスチュワート・アイゼンスタット氏は、職務を離れる前の最後のインタビューで、日本私企業に対するこれらの請求に関して、日本が話し合おうとしなかったことに、公けに失望を表した。

アイゼンスタット氏は、拙著「Holocaust Justice」に私が書いたように、以下のように発言した。「自分の後悔の一つは、日本に、中国、韓国そして財産を奪われた他の者或いは奴隷労働を強要された者たちに、同じように責任を取らせることができなかったことだ、と語った。そして付け加えた。‘結局、日本政府からも企業からも返事はなかったのです。’

このように、ドイツと日本を取り巻く状況は異なるという、外務省の反論は正しくない。第二次大戦時の強制労働に関する限り、それは類似しているのだ。ドイツと日本の間の違いは、彼らが法的責任を免れた後の取り組みであった。

さらには、ドイツはいかなる法的責任も決して認めておらず、和解に際しては、彼らの唯一の責任は法的なものではなく道義的なものであると、主張した。しかしドイツは日本と違って、自らの道義的責任を認め受け入れるために、法律のテクニカルな壁の影に隠れることはなかった。二人の米国判事が彼らは法的に正しいと認めた後でさえ、そうしなかったのだ。平和条約が本当にドイツとその企業に対する訴訟を禁じていたのだが。

第二に、反論は、第二次大戦の問題に取り組むためにドイツやオーストリアによってとられたアプローチが“国際社会の新しい流れ”を形成したことを、認めようとしなさい。それは再び、オオニシ氏が最近の展開、特に第二次大戦時の強制労働への取り組みの分野でのことを書いている、という事実を無視する。この新しい国際社会の流れについては、数多くの著書や論文が書かれているが、ドイツとオーストリアは、まさにその流れの顕著な例とみなされている。

日本もこの流れに加わるべきなのだ。総領事館のウェブサイトで法的議論を繰り広げる日本は不誠実である。弁護士というものは、一つのシナリオを他のシナリオから区別するために無数の賢い議論を思いつくことができる。事実関係には、いつも何かの違いはあるだろう。全く同じように行われた終戦処理はない。しかし、最終的に、日本とその私企業には(1)第二次大戦中に犯した過ちを認める、(2)謝罪をする、そして(3)まだ生存する被害者に補償をする、という道義的責任が残っているのだ。

最後に、1990年代になって、ナチス時代のドイツ企業の隠れた役割が明るみに出るに従い、これらの企業は、彼らの戦時の社史を報告させるため、社内の保存記録をホロコースト歴史家に開放している。米国の企業もそれをした。<sup>[5]</sup> 麻生鉦業もこれらの例にならば、戦時の社史を報告させるために、しっかりした歴史家を任命し、その調査員に戦時の資料を全て開放すべきである。

\*マイケル・ベイズラーは、カリフォルニア州オレンジ郡チャップマン大学の法科大学院教授・「ホロコーストと人権研究1939年クラブ」教授

ベイズラー教授は、ジェノサイドや他の歴史的不正義を正すために利用される米国や欧州の法廷に関する指導的権威である。

彼の著書、*Holocaust Justice: The Battle for Restitution in America's Courts* (New York University Press, 2003, soft cover 2005) は、米最高裁に引用され、Harvard Law Review, Washington Post, Los Angeles Times, Financial Times (London), and The Economistなどの書評欄で取り上げられた。

ベイズラー教授は、米議会下院で、ホロコースト補償に関して証言している。彼はまた、CNN, 60 Minutes, CBS Sunday Morning, Dateline NBC, ABC News, Voice of America, the Australian Broadcasting Company, National Public Radio and the BBCからインタビューを受けている。

[1] For example, Swiss Banks settled the case of WWII dormant accounts while Germany and Austria created foundations to compensate their WWII slave/forced labor victims. Historical commissions were created by such countries as Switzerland (Bergier Commission), France (Matteoli Commission), Sweden, Italy, and even the United States (Bronfman Commission). See Michael Bazylar, *Holocaust Justice* (New York: New York University Press, 2003) pp. 300-301.

[2] *Burger-Fischer v. Degussa A. G.*, 65 F. Supp. 2d 248 (D. N. J. 1999).

[3] *Iwanowa v. Ford Motor Co.*, 67 F. Supp. 2d 424 (D. N. J. 1999).

[4] *In re World War II Era Japanese Forced Labor Litigation*, 114 F. Supp. 2d 939 (N. D. Cal. 2000), *affirmed in* *Deutsch v. Turner Corp*, 317 F.3d 1005 (2002).

[5] For example, Yale University historian Henry Ashby Turner, Jr. was given an access to General Motors company archives and wrote a book on the subject. See *General Motors and the Nazis* (New Heaven: Yale University Press: 2005).